令和８年 11 月２日

保護者　各位

千葉経済大学附属高等学校
事　務　室　会　計　課

令和８年度　千葉県奨学のための給付金(家計急変)について

対象　：　家計が急変された世帯の方

災害・離職・離婚などを起因とした家計急変により、世帯収入が 490 万円未満（目安）まで落ち込まれている場合、千葉県奨学のための給付金（家計急変）の対象となります。

※通常給付を申請している場合は、家計急変の申請はできません。

※離職については、**定年退職、自主退職等は対象外**です。

※生活保護（生業扶助）受給世帯は対象外です。

１. 支給要件

認定基準日に、当該期日に以下のすべての要件に該当する世帯が対象となります。

1）家計急変後の保護者等（父・母である場合は両方）の収入が年収 490 万円未満相当（目安）であること。

※　具体的な収入基準の計算方法
道府県民税所得割相当額及び市町村民税所得割相当額が 182,500 円未満の世帯
住民税所得割相当額は、最終的に提出資料を基に千葉県で算出し、給付判定されます。

※　生活保護（生業扶助）受給世帯は除く

2）保護者等が千葉県内に在住していること。

3）生徒が認定基準日に在籍し、修学していること。

4）生徒が日本国籍であること。外国籍の場合も一定の在留資格により申請可能です。

詳細は会計課までお問い合せください。

２. 支給額（生徒一人につき年額）

家計急変時期	支給区分	全日・定時制
７月１日までに家計急変した場合（年額）	住民税所得割相当額が非課税である世帯の高校生等	152,000 円
	住民税所得割相当額が 105,500 円未満である世帯の高校生等（年収 270～380 万円相当の世帯）	50,670 円
	住民税所得割相当額が 105,500 円以上 182,500 円未満である世帯の高校生等（年収 380～490 万円相当の世帯）	38,000 円
７月２日以降に家計急変した場合	年額 ／12×家計急変月の翌月～3月までの月数	

3. 申請方法

今年度からインターネットでの電子申請となります。

申請を希望される方は、本校ホームページ（保護者の方へのページ）より『申請希望届出書』をダウンロードし、必要事項を記入の上、高校事務室会計課までご提出ください。
申請希望届出書を提出後、翌日以降に申請に必要な ID パスワードを発行しますので、『奨学のための給付金』の専用サイトにて電子申請をしてください。
なお、専用サイトについても ID パスワードと一緒にお知らせいたします。
申請希望届出書の提出だけでは給付金の申請完了とはなりませんのでご注意ください。

※電子申請の対応が難しい場合は高校事務室までご相談ください。

4. 申請希望届出書の提出期限

最終締切日：令和 8 年 12 月 11 日(金)16:00 まで　※随時受付いたします

5. 提出先・お問い合わせ先

提　出　先　　：千葉経済大学附属高等学校　事務室会計課
（受付時間：平日 8：30～16:00）
お問い合わせ先：電話：043-251-7221（直通）